

葉山町重度障害者医療費助成制度の概要

内容	重度障害者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担分を助成します。
対象者	身体障害者手帳（1～2 級）、療育手帳（知能指数 35 以下）、精神保健福祉手帳（1 級）、身体障害者手帳（3 級）でかつ療育手帳（知能指数 50 以下）をお持ちの方で、町から医療証の交付を受けた方。ただし、65 歳以上で重度障害者になった方は除きます。
助成額	保険対象の自己負担分の全額 ※入院時の食事療養費や差額ベッド代、診断書料等は対象となりません。

重度障害者医療費助成制度の県負担町負担の推移

	県負担	町負担			合計	うち町負担分合計	町負担率
【S47】神奈川県障害者医療費給付補助事業開始（県 100%）	県負担（100%）						
【S60】市町村負担も導入（県 95%）	県負担（95%）	町負担（5%）					
				年々補助率が低下し、町負担 50%となる。			
【H19.10】自立支援法の 3 障害一元化に伴い、町単独事業として精神障害者 1 級を対象とし、中度を対象外とする。							
H19	県（50%）	町（50%）	精神	中度	92,906 千円	52,953 千円	57.0%
県負担率	43.0%						
	39,953 千円	39,953 千円		13,000 千円			
【H20.10】県制度改正。65 歳以上で重度化した人は対象外となり、一部負担金を導入。その分は町が単独で助成。							
H20	県（50%）	町（50%）	精神	65 歳～ 一部負担	82,863 千円	46,844 千円	56.6%
県負担率	43.5%						
	36,019 千円	36,019 千円		10,825 千円			
【H21.10】県制度改正により高額所得者は対象外となり、その分は町が単独で助成。また、町年齢制限を導入。							
H21	県（50%）	町（50%）	精神	65 歳～ 一部負担 高額	90,302 千円	54,891 千円	60.8%
県負担率	39.2%						
	35,411 千円	35,411 千円		19,480 千円			
H22	県（50%）	町（50%）	精神	65 歳～ 一部負担 高額	74,217 千円	48,738 千円	65.7%
県負担率	34.3%						
	25,479 千円	25,479 千円		23,259 千円			
【H24.4】県制度改正により精神障害者の通院分について県負担の対象となる。							
H24	県（50%）	町（50%）	精神	65 歳～ 一部負担 高額	71,406 千円	45,178 千円	63.3%
県負担率	36.7%						
	26,228 千円	26,228 千円		18,950 千円			
R2	県（50%）	町（50%）	精神	65 歳～ 一部負担 高額	54,465 千円	33,403 千円	61.3%
県負担率	38.7%						
	21,062 千円	21,062 千円		12,341 千円			
R3	県（50%）	町（50%）	精神	65 歳～ 一部負担 高額	56,673 千円	33,311 千円	58.8%
県負担率	41.2%						
	23,362 千円	23,362 千円		9,949 千円			

※神奈川県は平成 20 年 10 月から一部負担金も導入済み。（調剤を除く通院 200 円/1 日、入院 100 円/1 日）